

## 教育再生実行会議第3分科会（第1回）議事要旨

日 時：平成26年10月15日（水）17：00～18：30

場 所：中央合同庁舎第4号館12階共用1214特別会議室

出席者：下村文部科学大臣兼教育再生担当大臣、丹羽文部科学副大臣、赤池文部科学大臣  
政務官、有識者9名、遠藤衆議院議員ほか

○下村文部科学大臣兼教育再生担当大臣より以下の挨拶があった。

（下村文部科学大臣兼教育再生担当大臣）

○教育再生実行会議は、これまで5次にわたり精力的な提言をまとめていただいた。提言を受け、政府としては、今年の通常国会において、教育委員会制度改革、大学ガバナンス改革など、大きな法律改正を行い、大学入学者選抜の改革や小中一貫教育学校の制度化など、中教審で審議を行うなど、教育再生の実行のための改革について着実に取り組んでいるところ。国会でも積極的に委員会を開催していただいております、全ての重要法案の成立をしていただいております。今に至っているところである。

それ以外にもいじめ問題や道徳の教科化など、直面する教育上の諸課題に対処するための方策もしっかり取り組んでいるところである。

今後、教育再生実行会議も内閣改造を経た中で、更にバージョンアップをと安倍総理からも提案をいただき、新たに3つの分科会を設け、我が国の未来を見据えたより本質的な御議論をお願いしたいという形でスタートする。

特に第3分科会においては、教育立国実現のための教育財源など教育行財政の在り方を検討テーマとして議論を深めていただきたいと思います。既に、教育財源については文部科学省において、松田先生や土居先生等、その分野の我が国で最も精通されている先生方、二十数名の方々と省内において取りまとめたものであるが、これを省内だけではなく政府としてどう取り組むかということで、教育再生実行会議第3分科会でこのテーマで更に深掘した議論をしていただきたいと思います。

本分科会の主査は、教育再生実行会議の座長でもある鎌田先生に、副主査は加戸委員にお願いしている。

この本分科会の検討テーマは第1、第2分科会の検討テーマを実現する基盤となるものであり、財源問題は今後の教育が確実に実現できるかという重要な分科会になってくるので、積極的な御議論の中で取りまとめをお願い申し上げます。

特に、これから我が国が少子高齢化、成熟社会の中で発展していくためには、教育が最も大切である。しかし、教育も今までの延長線上のような教育ではなく、いかに一人一人が主体的に、積極的に付加価値を高めながら、潜在能力を高めるための新しい教育は何なのかを求められると思う。

しかし、諸外国、先進諸国に比べても我が国の教育への公財政支出は低水準にとどまっている。義務教育を除けば教育費は家庭の負担によって賄うものとされてきたが、先進諸国、我が国においても格差社会が進行し、子供の貧困率が高くなっている中で、個人や家庭の努力だけでは全ての若者や子供がチャンス、可能性を得るとすることは難しいという厳しい現実がある。

社会に出てからの学び直しなど、意欲と能力があれば教育によって幾つになっても再びチャレンジできる。これは女性や高齢者の方々もそうであるし、また男性も再就職を考えた場合に、教育によってスキルアップをしなければステップアップした職業につくことも難しいわけであり、そのために、教育における公財政支出をどう考えるか。我が国の財政事情を踏まえると、財源は厳しい問題がある。これを国民負担に直結する問題として捉えたときに、教育関係者だけでなく、財政当局を含め幅広い、国民的な理解を得ることによって、この国における教育あるいは財源のあり方、これは日本の国柄をどう変えていくかという根本問題にまでさかのぼる重要な問題であり、教育再生実行会議で議論して提言すればすぐ国会で議論し法律で通るという簡単な問題ではなく、国民的な議論を巻き起こしながらどうするかという重要なことになってくる。

今日は資料5としてもお配りをしているが、教育投資の効果や教育再生のグランドデザインを取りまとめ、各方面に説明をしているものである。これを更にブラッシュアップしていただき、財源確保の在り方まで深掘をしていただければと思う。この中では、勉強会を通じ、現状分析をしながら、2020年、2030年のビジョン、どれだけ教育における公財政支出、公的支援をするかによって、我が国がどう変わっていくか、具体的に書いたものであり、これを活用していただきながら、各委員の御経験や知見をもとに十分議論しながら、来年の通常国会が終わるころまでに提言として取りまとめていただき、政府全体の政策にしていきたいと考えているので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○ 各委員より自己紹介がなされた。

(加戸副主査)

○ 先月、80の大台に乗ったということで、時々古い歴史を持ち出すことをお許しいただければと思う。

(遠藤議員)

○ 自民党の教育再生実行本部の御報告をさせていただく。新たに1つは大学教育、これまで組織運営等については学教法の改正等できたわけだが、例えばリベラルアーツの問題とか職業教育との関連とか、地域の大学の在り方とか認証評価とか、そういうものを含めた大学の教育の問題を議論させていただく。

もう一つは、教師を含めてチーム学校として地域の学校のあり方、学校の運営、組織等

についての議論。もう一つ、学校の現場で一番難しいと言われる特別支援教育の授業の問題についても議論していくので、御指導をよろしくお願いする。

(貝ノ瀬委員)

○ 後年、あのときに今の教育の方向は決められたと言われるのではないかと思われる会議に参加させていただいて光栄に思っている。今日付で、その改革に注力するために三鷹市の教育委員長を退任し、教育改革に専念するので、よろしくお願い申し上げます。

(河野委員)

○ 現在は山口県の岩国市の高森小学校で現職の教諭として勤務をしており、昨年度までは教職員団体の全国組織である全日本教職員連盟の委員長を仰せつかっていた。全国視野で日本の教育を眺めてきた経験を生かし、小学校の一教諭として現場の実情を踏まえながら話をさせていただければと思っている。

(佐々木委員)

○ この第3分科会は最も難しい内容の分科会だと思ったが、志願した。どんどん切り込んでいけたらと思っている。

(小林委員)

○ 文部科学省の仕事としては、中教審や大学設置審等で仕事をさせていただいているが、学生への経済的支援ということで大学及び専修学校について、8月に報告書をまとめさせていただいた。そういう観点から、教育費の問題あるいは学生への支援を中心にここで議論させていただければと思う。

(土居委員)

○ 専門は財政であり、教育に関しても財政面から研究をしていると同時に、大学で教育者として学生を指導している。教育者という立場からすると、教育にまつわる財政においては、必要性は「教育」という2文字で十分に抽象的には理解していただけたと思うが、具体的な予算づけという話になると、こまごまとしたことや、国民の理解が微妙にずれているところで思うように予算づけがなされない。

我が国の財政状況は余裕がある状況ではないので、めり張りづけ、どれに優先順位を高く予算をつけて執行していくかという観点が重要になってくると思う。少子化ないしは高齢化によって、特に少子化は子を持つ親の数が減っている。高齢化により孫を持つ祖父母は多いが、我が子ではなく、2代後の世代であるので、子供についての予算が必要だという声が有権者から生の声として上がってくるのは、社会保障に比べれば弱い位置付けになっている。そうしたことを、教育者ないしは財政の研究者として日ごろから思っている。

教育の重要性はいつの時代でもあっても、かつ、21世紀には21世紀に必要な教育のために投資をしていくことが重要だと認識している。そのためにも、孫を持つ祖父母にも必要性、重要度を御理解いただき、教育を優先してはどうか、ないしは教育のためならば一定の負担をしてもよいと御理解をいただける環境づくりが、会議を通じて出来ればよい。更に、論拠づけについてこの議論の中でアイデアが出てくると、国民への理解も浸透してくると考えている。

(樋渡委員)

○ 武雄市は、タブレットを小学生全員に配付し、来年度は中学生に全員配付する。このタブレットを使って、反転授業を旨として復習中心から予習中心に切りかえる。また、花まる学習会と組んで官民一体学校の創設を来年の4月から行いたいと思っている。更に、DeNAと組んで、小学校1年生のプログラミング教育。それから、教育委員会の権限を強めるために、今度教育委員を倍増し、教育委員会の中で議論ができるように担保する。また、学力テストを公開している。提供者目線から利用者目線に切りかえるのが私どもの教育行政の在り方と思っており、第3分科会で財源の裏づけができるように現場に即した提言をしてみたい。

(松田委員)

○ 教育は門外漢であり、少子化について研究してきている者である。その立場から何か貢献できることはないか、これから考えて皆様の前で御発言できればと思う。

政府の仕事としては、内閣府の少子化タスクフォースにメンバーとしてかかわっていた。そのとき、少子化対策は頑張っているが、教育が出てきているのは極めて影が薄かったという印象がある。教育と少子化は密接にかかわる問題だと思うので、そうした観点から参加させていただきたいと思う。

(丹羽副大臣)

○ 前は自民党の文部科学部会長、そして、文部科学大臣政務官をやらせていただいた。教育の現場は清貧でなければならぬような風潮があるが、これからの教育は、いかに投資して、いかにその分を回収できるのか、またその投資効果をあらわしていくのかが大きな分野だと思っている。これは教育者の見識の高い先生方から言いにくい部分だと思うので、財源の確保は我々もしっかりと頑張っていきたいと思う。

(赤池政務官)

○ 先ほど土居先生から、国民の声という形で高齢化という問題で、私どもは選挙で、いわゆるシルバーデモクラシーの圧力にさらされているわけだが、私はそういう面では参議院全国比例という形の中で若干なりとも自由度が高いと思うので、御意見を拝聴する中で

取り組ませていただきたいと思います。

○ 文部科学省から我が国の教育行財政の現状について以下のとおり説明があった。

(前川文部科学審議官)

○ 1 ページ目、教育振興基本計画で教育投資についての記述がどうなっているかということ。ここでは、協働型・双方向型学習など質の高い教育を可能とする環境の構築、家計における教育費負担の軽減、安全・安心な教育研究環境の構築、耐震化などを要点として掲げている。

教育投資の比較をしたものが次のページであるが、我が国の公財政教育支出を対GDP比で比較した場合、機関補助と個人補助、合わせてOECD平均5.6%であるのに対して、日本は3.8%にとどまる、最下位であるという現状。

これを学校段階別に、教育段階別で見た場合に、3 ページであるが、全ての教育段階でOECD平均を下回っているが、特に就学前の教育の段階、また高等教育の段階については最下位である。更にこれを在学者1人当たりで見た場合、我が国の場合、他国と比べて子供が少ないから教育投資が少ないのは当たり前という議論があるが、1人当たりの公財政支出で比較した場合、国によって所得水準が異なるため、国民1人当たりGDPに対する割合という形で比較しているが、初等中等教育段階をごらんいただくと、OECD平均並みである、4 ページである。しかし、就学前の教育段階、高等教育段階では、OECD平均を大きく下回る数字になっている。

5 ページをごらんいただきたい。教育支出の公私負担割合を比較した場合、初等中等教育段階についてだが、日本は93.0%で、OECD平均をやや上回るという水準である。これに対して、就学前の段階、高等教育段階については、私費負担の割合が高いことが見てとれる。

6 ページだが、国、地方合わせた一般政府総支出全体に占める公財政教育支出の割合は9.1%で、OECD平均12.9%に対して低い水準である。公財政支出、教育費が少ないことの1つの理由として、日本は公財政支出全体、総支出が少ないからという議論があるが、一般政府総支出そのものはOECD平均を若干下回っているが、他国に比べて著しく少ないわけではなく、教育費についての公財政支出は低いことが見てとれる。

家計の教育費負担とその軽減についてであるが、各学校段階ごとにかかる教育費を示したものが7 ページ。幼稚園から大学卒業までにかかる費用を合計すると、全て国公立で学んだ場合でトータル約800万円、小中学校は公立で、それ以外は私立というケースだと約1,300万円が必要になってくる。ただし、これは下宿などに必要な費用は含まれていないので、下宿やアパートに住む大学生の場合、更に年間100万円以上の生活費が必要となる。

8 ページは、教育費負担の軽減のための施策を年齢層別にまとめたものである。ゼロ歳からのものとしては、児童手当がある。3歳～6歳のところ、幼稚園については、幼稚園

就園奨励費補助がある。26年度は幼児教育の無償化に向けた取組ということで、この負担軽減を大きく進めたものである。

6歳から15歳の義務教育段階については、授業料は取らない、教科書は無償で給与する。それに加え経済的に困難な児童生徒に対しては就学援助の制度がある。

15歳から18歳、高等学校段階については、今年度から高校就学支援金制度に所得制限を導入し、私立高校に通う低中所得世帯に対する支給額を拡大するとともに、新たに高校生等に対する奨学給付金、高校生等奨学給付金の仕組みを設けた。

大学、大学院、18歳以降の部分であるが、授業料減免制度とか、貸与型の奨学金が現在ある。

また、留学については、経済的支援として、日本学生支援機構による国費によるもののほかに、現在、経済的な支援として民間企業からの支援もいただいたプログラムとして、トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラムを推進しているところ。

税制によるものとして、所得税、住民税について16歳以上の親族を扶養した場合の扶養控除、19歳～22歳の親族を扶養している場合の特定扶養控除。働きながら学ぶ学生についての勤労学生控除がある。更に昨年4月から、祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合に、贈与税が非課税になる制度も始まっている。

9ページ、各学校段階における財政措置と費用負担の仕組み。まず幼児教育、今年度までの幼稚園に関する財政措置と費用負担の仕組みである。保護者への経済的支援としては幼稚園就園奨励費補助がある。これは市町村が保護者に対して支給する就園奨励費に対して国がその一部を補助するという仕組み。運営に関する経費は、基本的には公立については設置者である市町村が負担、私立についてもその設置者が負担するわけであるが、それに対して都道府県の私学助成があり、それに対する国からの一部の補助があるという仕組み。こういった公財政支出を合計すると0.6兆円程度になる。一方、保護者からの保育料については、幼稚園就園奨励費で補助される部分を除くと、3,100億円である。

10ページ、27年度からの子ども・子育て支援新制度のもとでどうなるかという仕組みである。幼稚園の中には、新制度に入るケースと、入らないで残るケースと両方出てくるわけだが、新制度に移行する幼稚園、保育所、認定こども園については、一元的に財政措置が行われることになる。公的支出については、施設型給付として市町村が給付する形で一元化される。その負担については、11ページ、国、都道府県、市町村の負担割合が原則2対1対1になる。

12ページは、無償化に向けた段階的な取組として今年度行ったもの。幼稚園と保育所との負担の平準化を図るという観点で、幼稚園の保育料の負担を軽減したのが今年度の措置であるが、低所得世帯と多子世帯の保護者負担の軽減を行った。

12ページ以降は義務教育段階である。義務教育段階においては、保護者への支援としては、低所得層に対する就学援助がある。就学援助は市町村の財政で約1,000億円の規模で行われており、国がそれに対して補助しているのは要保護世帯15万人の世帯を対象とする7

億円だけ。それ以外の部分は市町村の一般財源で行われている。運営費に係る支出としては、公立学校については、義務教育費国庫負担金がある。それに加えて、国としては、スクールカウンセラーとか、その他の外部指導者の配置に関する国庫補助金がある。また、教科書購入費は、国公私を問わず国が負担している。公立の小中学校の教職員の給与、これは県費負担教職員制度のもとで都道府県が負担している。国庫負担金はその都道府県が負担する給与費に対する負担である。私立については、都道府県による私学助成があり、それに対して国が一定の補助をしている。これらを合計すると、小中学校に対する公財政支出は9兆円程度になる。一方、保護者からの納付金、これは主に私学であるが、2,000億円になっている。

14ページは公立学校の教職員の配置である。小学校の場合、学級数に応じて必要な教員が配置される。中学校は、教科担任制に対応した教職員の定数が算定されている。教職員の身分は県費負担制度のもとで市町村立小中学校の教職員であるが、都道府県が給与を負担し、都道府県が人事を行っている。義務教育費国庫負担であるが、かつては2分の1だったが、現在は3分の1を国庫負担している。

15ページは学級編制や教職員定数の改善の経緯。16ページは国庫負担金の対象品目の変遷。昭和49年に一番多くの費目を対象としていたが、その後順次一般財源化されてきており、現在では1兆5,000億円の国庫負担をしている。

17ページは公立学校の教員の給与についての、人材確保法のもとで教員給与の優遇措置がどのように講じられ、どのように減ってきたかをあらわしているものであり、人材確保法ができる以前、昭和49年度に比べて、昭和55年度がピークだが、一般行政職に比べて7.42%の高水準となった。これがだんだん目減りしてきており、平成24年度では月額ベースで比較した場合に0.32%の優位性にすぎなくなっている。

18ページは高等学校の段階である。保護者への経済的支援として、国による高等学校等就学支援金制度に所得制限を加えることにより、中低所得層の支援を広げたほか、高校生等奨学給付金の制度が今年度からスタートしている。また、都道府県が行っている貸与型の奨学金もある。運営経費については、基本的に設置者が負担するものであり、多くの公立高校が都道府県立であることから、都道府県の支出が2兆3,000億円と一番大きくなっている。国は個別の取組に対する支援として、スーパーグローバルハイスクール、スーパーサイエンスハイスクール、スーパープロフェッショナルハイスクール等について委託あるいは国庫補助といった財政支援をしている状況。この運営や施設に関する公財政支出を合計すると、高等学校に対する公財政支出は3兆3,000億円ぐらいになる。一方、授業料等による保護者の負担は約4,500億円になる。

19ページ、今年度どのような就学支援の見直しが行われたかを示したもの。

20ページ、大学進学率の国際比較だが、大学進学率は日本の場合52%、これは決して高くない。

21ページ、大学に関する財政措置と費用負担の仕組み。教育費負担の軽減の方策として

は、主に日本学生支援機構による奨学金の制度があるが、これについては有利子から無利子へとという方向への改善に努めてきている。また授業料減免については、国立、私立、また公立について、それぞれ運営費交付金、私学助成、交付税措置の中でその財源が用意されている。運営費そのものについては、国立大学については運営費交付金、私立大学については経常費補助金、公立大学については交付税措置があり、公財政支出全体で約2兆円程度になっている。その他、学生からの授業料納付金約3兆1,000億円程度、更に病院収入、その他研究収益や寄附などで賄われている。

22ページは国立大学の状況。全体として国立大学の収入が1兆9,000億、そのうち約半分強の1兆円程度が運営費交付金、2割弱の3,400億円が学生納付金収益、5,500億円が寄附金や競争的資金によって賄われている状況である。

23ページは私立大学のケース、私立大学全体の収入が3兆3,000億円、このうち1割強に当たる3,400億円余りが私学助成。約8割が学生納付金、残りが寄附金や事業収入となっている。

24ページ、競争的な経費であるが、運営費交付金や私学助成などの基盤的経費とは別に、政策課題に特化した誘導型の補助金の状況を示している。

25ページは日本学生支援機構による奨学金の概要である。無利子奨学金が約44万人、有利子奨学金が96万人ということで、有利子から無利子へとという方向で改善をしてきている。また、マイナンバー制の導入を前提にして、返還月額が所得に応じて変動するという形の、より柔軟な所得連動返還型奨学金制度に向けた準備を進めてまいりたいと考えている。

26ページは専修学校である。専修学校については、中学校卒業者が進学する高等専修学校と、高等学校卒業者が進学する専門学校とあるが、学生への経済的支援について、高等専修学校については高校と同様に就学支援金制度が適用されている。一方、専門学校については、大学と同様に日本学生支援機構による奨学金があるが、大学とは異なり、専門学校については授業料減免に対応した国による財政措置はない。公財政支出の合計は、約210億円、学生納付金による部分が5,800億円で、大きく学生納付金に依存している。

○ 各有識者等より以下の発言があった。

(佐々木委員)

○ 教育は投資という考え方を打ち出すことは大切。一般的な投資の場合は自己責任が言われるし、教育も選択の自由で選んでいくもの。樋渡市長から、提供者目線から利用者目線へというお話があったが、教育権が親にあると考えれば、我が子にどういう教育をするかの選択も自己責任である。極論だが、塾は投資として親が価値があると思ったら行くし、なければ行かない。去年、スウェーデンに行った際にバウチャー制度について学んだが、財政的に厳しい状況の中では、効果的な費用対効果が出る投資方法ではないか。



また、総論としては、日本の公財政支出に占める教育の割合が低いことは分かるが、何か理由があるのではないかと。過去のいきさつ等があれば教えて欲しい。

(加戸副主査)

○ 国の借金が増え、地方自体もお金が不足し、地方に対して地方交付税で来るべき原資も国は借金だらけで出せない。今までは地方も公共工事には県の債券が発行でき、それ以外は借金できないのが地方財政法だったが、国は県で借金したら、将来地方交付税で埋めるということで、地方も借金が増やされてきた。どうやって切り詰めていくかとなると、一番切り込みやすいのが教育予算ということで、例えば義務教育費国庫負担金は2分の1負担の約3兆円が大きいから、それをカットして地方につけかえるという発想が出てきて、全国知事会で多数決で2分の1から3分の1に減った。それが1つある。また、人材確保法で教職員の給与優遇措置も3.76%を1.5%まで年度的に切っていくことで、国も助かるし、地方も助かる。こういうことは全て国の経済財政諮問会議で決まってしまう。動機は国家財政の逼迫ということは当然ではあるが、被害を受けたのは教育予算だった。

(小林委員)

○ 過去においては日本は経済水準に対して教育水準が非常に高い国であり、これによって近代化を達成したが、江戸時代から教育水準が非常に高かった。戦後、経済成長する前でも、1960年当時、GNPに対して非常に教育水準が高い国として知られていた。それによって日本の経済成長が成し遂げられたことは、特にアメリカの学者が研究しており、その一番典型は、エズラ・ヴォーゲルの『ジャパン・アズ・ナンバーワン』。ところが、第二臨調のときに教育費を非常に抑制して、増やしてはいるがGDPの伸びに追いつかなくて、今の状態になっている。

(樋渡委員)

○ 文科省として一番てこ入れすべきだということをごひ教えていただきたい。もう一つは、現場にいる人間として、幼児教育が一番やばいと考えている。保護者の負担や、いい保育園とだめな保育園にものすごく差がある。文科省の一丁目一番地はどこか是非教えていただきたい。

(前川文部科学審議官)

○ 現在、幼児教育については非常に重視している。これは教育基本法が平成18年に改正され、幼稚園だけではなく、保育所も、幼稚園と保育所をブリッジする形の認定こども園も含め、幼児期の教育を充実させることが一人一人の人生全体についての生きる力を高めることにもつながるし、社会全体の活力を高めることにもつながる。幼児教育を全体として質を上げていくこと、幼児教育に経済的心配なく、国民の全ての子供達が行けるように、

無償化を目指して負担軽減をしていく。これは非常にプライオリティーの高い課題である。

幼児教育と高等教育は、これまで私立学校に依存して量的拡大を遂げてきた経緯があり、そのために公財政支出は低いままになってきていた。子ども・子育て支援新制度ができ、設置者の区別なく公財政支出をしていくプラットフォームができたので、どのようにして質の向上と負担軽減を進めていくかが課題と思う。

一方、高等教育についても、質、量ともに拡大していかなければならない。これからの知識社会における産業の基盤を支える人材を考えた場合、グローバル化にも対応する人材を育成していくために、高等教育の中身をよくしていくことと同時に、大学進学率ももっと高めるべきということで、現在の公財政支出の水準では不十分である。どういう形で大学に対して出すべきか、一律か、個別の目的に沿ってか、また、個人に対して出すべきかの議論をしていただく必要があるが、公財政支出を高めていく必要があると考えている。

(貝ノ瀬委員)

○ 幼児教育と高等教育だけでなく、義務教育も大事。OECDのシュライヒャー氏のPISAやTALISの結果を踏まえたコメントの中で、教員の質の向上が最も重要ということと併せて、教員が社会的に評価されているという意識と子供の学力に緩い相関関係があるとの指摘をしている。我が国の教員は自尊感情が低く、また、国際的に見ても持ち授業時数は変わらないものの、授業以外の親や子供との相談などの業務が多く、多忙ということが指摘されている。学校教育は先生次第と言われるが、やはり教員の処遇改善や、資質向上のために研修を受ける教員の代替として必要な教員を配置するためにも定数改善が必要。

また、分かるまで学ぶことは権利なのだという国民的な意識改革が必要。現状では、小中高を通じて学力が不十分なままでも進級、卒業し、それが高等教育まで引きずられているという実態があるが、これから社会人の学び直しを推進していく上でも、履修主義から修得主義へ意識を変えていくという国民的な運動が必要。

(鎌田主査)

○ 教員の質の関係で、比較的最近、アメリカの教員関係者が、アメリカの初等教員の将来の一番の懸念事項は、教員の処遇が悪いために教員の質が低下し父母が教員を尊敬しなくなっており、このことが教育の質を劣化させていくことだというお話をされていた。

(河野委員)

○ 国民の基礎的・基本的な教育を担う義務教育は、今後も質の向上が不可欠であり、そのためには教員の力によるところが大きい。義務教育費国庫負担金の拡充や人材確保法の充実、少人数学級や少人数指導の拡充が必要。かつてと比べ、子供達個々の違いも非常に大きくなってきている。このほか、非構造部材を含む耐震化、エアコン整備、トイレ改修

などの施設面で地域間格差がある。義務教育段階で教育環境に格差が生じないような措置が必要。

教育の第一義的責任は保護者にあり、家庭教育の立て直しは重要課題。社会での女性の活躍に向けて、働きやすい環境を整えていくことと合わせ、家庭での親と子供の関わりが少なくなることに対応して幼児期の教育の充実、基本的な生活習慣の修得が重要。

交付税措置されている図書費や教材費などについては、都道府県ごとのデータを見ると、明らかに自治体ごとに対応状況に格差がある。こうした調査を毎年実施し、違いをオープンにして民意を高めていくことが重要。

(加戸副主査)

○ 鎌田主査のアメリカの教員の話は、文科省の説明資料17ページ、教員給与がピークに達したのが昭和55年だが、これを受けてアメリカが1980年代初頭、カリフォルニア州で、郵便配達よりも教員の給与が低く、日本を見習えと教員のベースアップの動きが出て、全米に広がって教員の給与が上がった歴史があった。

(松田委員)

○ 教育の中で少子化対策として貢献できるものの優先順位は2つある。1つは、就学前教育の費用負担をどう減らすか。もう1つは、高等教育の費用負担をどう減らすかである。子供を産みたいけれども産めない最大の理由は、子育ての費用負担の重さである。就学前の段階と高等教育の段階での私費負担が重い。幼児教育と高等教育、両方ならすことが望まれるが、前者が先ではないかと思う。理由は、もう一人子供を産むかどうかという意味決定するタイミングは、お子様が小さいうちにもう一人産むかなのである。

費用負担をどう減らすかという少子化の議論でも、まずは低年齢児のうちに教育費負担や、様々な子育て費用の負担を軽減して、更にそれを拡充していくというのが1つの方向性と思う。

(遠藤議員)

○ これだけ女性の社会進出と言いながら、ほぼ30年間継続して雇用されている女性の比率がほとんど変わっていない。少子化対策といったときに、幼稚園における多子世帯の保護者負担軽減で、兄妹が小学校1～3年生だったらその弟、妹は対象になって、4年生、5年生なら対象とならないというのはおかしい。ここら辺からも考えていく必要がある。子供は少し年が離れて産まれてもいいはず。

日本の住宅施策もマンションはだいたい3LDKまで。夫婦が1部屋、子供2部屋だと、3人目の子供部屋はなくなってしまう。トータルとしての少子化対策の考え方が整理されていない。

自民党の教育再生実行本部で機論しようと思っている大学教育については、大学の組織

としてのガバナンスを含めて法律が改正できたが、内容について、あるいは評価についての議論はなされていなかった。大学は単位だけが公表されて、学部、学科はどういう評価なのかが出てこない。山形県の鶴岡市にある慶應大学の先端生命科学研究所で人工的な蜘蛛の糸を開発、製造したが、そこに小島プレスという会社が工場を持って行って製造を拡大していこうとしている。地域創生という観点からも、大学の評価、学部、学科の評価をきっちりする。生徒が大学に入って、レベルに合わせて自分はどうも違うと思ったら他の大学院に移っていく。この評価さえきっちりしていれば、その単位をもとにして移動出来るそんな意味で大学の問題をもう一度やりたい。

義務教育は今いろんな課題があるにしても、世界でも最高水準の義務教育だと思っているが、学校の先生の評価が低い。先生が尊敬されていれば安心して子供を任せられるので、そこが一番大きな問題ではないか。先生の評価、待遇も含めて上げていくことが現場の学校については一番大きな効果がある。更に学校の先生だけではなくて地域全体として学校をどうカバーしていくか。そういう意味でチーム学校としてその問題を取り上げていく。このような2つの新しい課題を議論していこうと思っている。

(下村大臣)

○ 論点整理として、第3分科会は財源問題という中で、私の資料5の9ページ、10ページをごらんいただきたい。この中で、2020年教育再生のためのグランドデザイン、実現に向けての2020年のビジョン、2030年のビジョンは文部科学省の中で有識者の方々と勉強会を積み重ねてきた中で取りまとめである。これを1つのたたき台に議論していただいたほうがまとまると思う。歴史的な背景で申し上げれば、今までの日本の長所が今は逆に足かせになっていると思う。日本の長所は何かというと、読み書きそろばんと江戸時代の寺子屋から始まって、基礎基本については世界の中でも最も優れた教育を今から200年ぐらい前からやっていて、義務教育が明治5年から始まったときも、日本が最も識字率も含めて国民の教育レベルは非常に高かった。近代工業化社会における学校の水準を支えるための人材育成は上手くいつてきた。これは個人がそれだけ子供の教育に対しては何とかしたいということがあったと思う。

ところが、基礎基本だけでは、社会は高度化、複雑化してきて対応できなくなってきたこと、格差社会と高度化、複雑化に対応する高等教育に個人や家庭の教育支出だけでは対応できる家庭が限られていることが深刻な問題であり、北欧等は国が教育投資をしてきたが、日本はそれが二の次、三の次になってきたところが今の問題だと思う。

一人一人の豊かさを享受するために教育投資をすることについて、社会が、国がどう保障するかが問われる。19世紀は夜警国家、20世紀は福祉国家、21世紀はまさに教育文化立国国家として各国がどうそれに対して投資できるかが国家の盛衰にもつながってくる。それがこの第3分科会として今後どうしていくかだと思う。もちろん一番大切なのは就学前教育だと思う。それは、将来にわたって少ない投資でより成果、効果が上がることができ

るということだが、就学前教育だけで解決できる話でもなく、高等教育まで含めて、更には生涯学習、社会人の学び直しを含めて、日本で生活している国民が、老いも若きもチャンス、可能性を提供するための教育条件どうつくるか、トータルパッケージが必要だと思う。優先順位はあるが、その中で先ほどバウチャー制度の話もあったが、組み合わせだと思う。機関補助的に教育機関に対して支援をする、教員に対して支援をすると同時に個人としてバウチャー的な一部選択制も使うことによって、バウチャーで全て解決できることでもないし、一方で機関補助だけで上手くいくことでもないし、どういう組み合わせをこの教育段階においては優先的にするかだと思う。

財源も所得税とか消費税で全て解決できることではなくて、給付型奨学金もある意味ではバウチャー的なものともとれるわけだが、トータルのパッケージで、高等教育、幼児教育についてどういう組み合わせをするか、10ページにあるように、2020年までにそれを全部クリアすると、所要額が更に4兆円から5兆円かかる。それが全部完成すると、2060年、全て教育の無償化を実現できると、試算だと10兆円ぐらいかかる。しかし、それによって少子化対策にもつながるし、結果的にはGDPの拡大にもなって、10兆円近くの投資をしたとしても、50兆円から70兆円ぐらいの経済的な波及効果、これは公共事業の乗数効果よりはるかに高い効果が得られる。教育は未来に対する先行投資だが、赤字国債を発行するわけにはいかず、新たな財源を国民に負担をしてもらいながら、これだけの投資をすると日本にとっても、個々の国民にとってもプラスなのだとすることを第3分科会の中でどう理論的に、国民的にも理解してもらいものをつくり上げるか。それもタイムリミットがあると半年ぐらい、来年の6月までなので、深掘の議論をしていただきたい。教育再生実行会議の一番の結論になっていくようなことをしていただければと思う。

(佐々木委員)

○ 大臣の資料で、現在の4~5兆円が将来50~70兆円になることの、プロセスや根拠になるものを作り込む必要あるのではないか。

(下村大臣)

○ それを教育再生実行会議でつくっていきましょうということ。

(鎌田主査)

○ 佐々木委員が最初におっしゃられた投資効果は個人の投資に対する個人の収益率であったが、これと並んで、公共の投資が公にどれだけの利益をもたすかという視点が重要であり、それがなければ公財政支出の増大を正当化できない。この部分について、もっとしっかりと中身をつくっていかうというのがこの分科会の一番の課題だと思うので、今後議論の中で詰めていければと思う。

- 鎌田主査より、次回は分科会委員を中心に順次意見発表いただきたいとの発言があった。